

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

旭川国民年金 事案597

第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和50年頃、役所から未納だった国民年金保険料の納付書が届いたので、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合C支所）に出向き、窓口で担当者に納付書を渡して、保険料をまとめて納付するよう依頼したので覚えている。

最近になって、申立期間の国民年金保険料は未納であることが分かったが、全ての期間の保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納であることは承服できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間を含む国民年金保険料をまとめて農業協同組合の担当者に納付するよう依頼したと主張しているとおおり、国民年金被保険者台帳から、申立期間の直前である昭和46年1月から同年3月までの保険料は、49年1月から50年12月までの間に実施された第2回目の特例納付により納付されている上、申立期間の直後である47年4月から49年3月までの保険料は、過年度納付により納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和49年7月頃と推認できるところ、前述のとおり過年度納付により納付した47年4月から49年3月までの国民年金保険料のうち、47年4月から同年6月までの保険料は、49年7月末日まででなければ、時効により納付することができないことから、申立人が保

険料を納付する目的で国民年金に加入したと考えるのが自然であり、納付意欲の高い申立人が、申立期間前後の保険料を納付していながら、申立期間の保険料のみを未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和44年*月に私が20歳になった時、A区役所B出張所(当時)の職員に勧められて、国民年金の加入手続を行うとともに、1か月分の国民年金保険料を納め、それ以後は、3か月分ずつの保険料を同出張所で納付していた。

申立期間②の年金記録も国民年金保険料が未納になっているが、当時は、C町役場の職員が自宅に保険料を集金に来ていたので、3か月分ずつの保険料を納付していた。

いずれの申立期間も、国民年金保険料を未納にしたまま、その後の保険料を納付するという事は考えられないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、自宅に集金に来ていたC町役場の職員に国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、C町では、申立期間②当時の保険料の納付方法について、「年金推進員が被保険者宅を訪問して、国民年金保険料を集金していた。」と回答している。

また、申立人がC町に転居した昭和48年1月以降、申立期間②を除く前後の期間の国民年金保険料は全て納付されていることから、申立人が、申立期間②の保険料のみを未納のままにしていたとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和44年*月に、A区役所B出張所の職員に勧められて、国民年金の加入手続を行うとともに、1か月分の国民年金保険料を納め、その後は、3か月分ずつの保険料を同出張所で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、D社会保険事務所（当時）が作成した国民年金手帳払出一覧表から、昭和44年5月8日に同社会保険事務所からA区役所に対し、一括で払い出されたものであることが確認でき、その時点では、申立期間①の保険料は過年度保険料となることから、現年度保険料のみ収納できた同出張所では納付することができなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間①については、社会保険事務所（当時）が発行した納付書により、過年度納付が可能であったものの、申立人は、「申立期間①の国民年金保険料の納付書を社会保険事務所で作成してもらった記憶は無い。」と述べていることから、申立人が過年度納付を行っていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案599

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から62年3月まで

私は、昭和62年にA市B区役所で国民健康保険及び国民年金に加入した後、同区役所C課の男性職員から、救済措置により、これまで未納であった国民年金保険料を遡って納付することができる制度がある旨の説明を受けた。

申立期間の国民年金保険料については、昭和62年又は63年に100万円程度を一括で銀行振込により納付したと思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年又は63年に申立期間の国民年金保険料として100万円程度を一括で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者及び20歳到達者の国民年金被保険者資格取得日から、62年7月頃と推認できるものの、その時点では、申立期間のほとんどの国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、過去には、無年金者対策等を目的とした特例措置として、時効に関係なく、制度発足時である昭和36年4月からの国民年金保険料について、未納となっている保険料を遡って納付することができた特例納付が行われていたものの、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する時期に特例納付は実施されておらず、申立期間の保険料を遡って一括納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。